

(表)

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 教育総務部教育施設課

番号 2

不利益処分の内容		行政財産の使用料の納付
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市行政財産の用途又は目的外使用にかかる使用料条例第2条
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>1 茅ヶ崎市行政財産の用途又は目的外使用にかかる使用料条例（以下「使用料条例」という。）第3条第2項に規定する土地及び建物の価格</p> <p>(1) 土地（土地の定着物（別に定めるものを除く。）を含む。）</p> <p>ア 使用料条例第3条第2項に規定する別に市長が定める土地の価格とは、使用部分に係る土地の面積に、当該使用に係る土地の固定資産課税台帳登録証明書記載の近傍類似地評価額に当該使用に係る土地の近傍の地価公示法（昭和44年法律第49号）の規定による標準地の価格又は国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）の規定による基準地の標準価格を当該標準地若しくは基準地の固定資産課税台帳に登録されている評価額を当該標準地若しくは基準地の地積で除して得た価格で除して得た額を乗じて得た価格を、乗じて得た価格をいう。</p> <p>イ アの固定資産税課税登録証明書記載の近傍類似地評価額は、使用許可期間の属する年度の前年度（使用許可期間が2以上の年度にわたる場合にあっては、当該それぞれの年度の前年度）の額とする。</p> <p>ウ アの地価公示法の規定による標準地の価格は、使用許可期間の属する年度の4月1日の属する年の前年の1月1日（使用許可期間が2以上の年度にわたる場合において、使用許可開始年度の翌年度以降にあっては、当該それぞれの年度の4月1日の属する年の前年の1月1日）の価格とする。</p> <p>エ アの国土利用計画法施行令の規定による基準地の標準価格は、使用許可期間の属する年度の4月1日の属する年の前年の7月1日（使用許可期間が2以上の年度にわたる場合において、使用許可開始年度の翌年度以降にあっては、当該それぞれの年度の4月1日の属する年の前年の7月1日）の価格とする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（平成23年3月8日最終変更）

(裏)

処 分 基 準	基 準	<p>オ アの当該使用に係る土地の近傍の地価公示法の規定による標準地の固定資産課税台帳に登録されている評価額は、使用許可期間の属する年度の前年度（使用許可期間が2以上の年度にわたる場合にあつては、当該それぞれの年度の前年度）の評価額とする。</p> <p>カ アの当該使用に係る土地の近傍の国土利用計画法施行令の規定による基準地の固定資産課税台帳に登録されている評価額は、使用許可期間の属する年度の前年度（使用許可期間が2以上の年度にわたる場合にあつては、当該それぞれの年度の前年度）の評価額とする。</p> <p>キ アによることが著しく不適當又は困難と認められるときは、当該土地の立地条件、使用の態様その他の事情を考慮して、実状に即した取扱いをすることができる。</p> <p>(2) 建物（附帯設備を含む。）</p> <p>ア 使用料条例第3条第2項に規定する別に市長が定める建物の価格とは、当該建物の使用部分に係る面積を当該建物の延べ面積で除して得た額に、建物の建築費又は再建築価格を減価償却して得た価格を乗じて得た額をいう。</p> <p>イ アによることが著しく不適當又は困難と認められるときは、当該建物の立地条件、住居の条件、使用の態様その他の事情を考慮して実状に即した取扱いをすることができる。</p> <p>ウ 建物の一部を使用させる場合において、使用者が当該建物の共有部分の使用を特に必要とする場合は、その利用の割合に応じて当該共有部分の使用料を加算することができる。</p> <p>2 PHS無線基地局の目的外使用にかかる使用料は、使用料条例第3条第1項第4号の規定により、茅ヶ崎市道路占用料徴収条例（昭和47年茅ヶ崎市条例第15号）第2条の規定を準用し、PHS無線基地局の道路占用の取扱いについて（平成7年1月26日建設省道政発第4号道路局長通達）に基づき、同条例別表に規定する変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の額とする。</p> <p>3 使用料条例第3条第1項第1号及び第2号に規定する使用許可日数は、使用許可の期限が使用許可をした日の属する年度の翌年度以降に到来する場合にあつては、年度ごとの使用許可日数とする。</p> <p>4 使用料の計算において発生する1円未満の端数は切り捨てるものとする。</p>
------------------	--------	---